○神奈川県青少年保護育成条例施行規則

新	旧
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)
(有害図書類とする図書類等の内容)	(有害図書類とする図書類等の内容)
第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるも	第3条 条例第10条第2項第1号及び第21条第1項に規定する規則で定めるも
のは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した	のは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した
絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。	絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。)とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの	(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
ア (略)	ア (略)
イ 暴行又は脅迫を用いて行う性交、忙門性交又は口腔性交その他の陵辱	イ 強制性交等その他の陵辱行為
行為	
ウ(略)	ウ(略)
2 (略)	2 (略)
第4条~第22条 (略)	第4条~第22条 (略)